

2025 年 8 月 25 日

民法（成年後見等関係）等の改正に関する中間試案に関する意見

公益社団法人 日本社会福祉士会
会長 山下 康

当会は、民法（成年後見等関係）の改正が、成年後見制度を必要とする生活者一人ひとりが、本人の意思に基づき主体的に制度を活用できるようになることを目的としていると考えます。この理念を現実の生活で実現するためには、民法改正だけでなく、社会福祉分野での法改正や仕組みづくり、支援関係者の意識改革、そして地域社会全体への「我が事」としての理念の浸透が同時に必要不可欠です。本意見書では、中間試案の項目にとらわれず、当会として特に重要と考えることや、関連する項目を記載するものであり、中間試案の項目構成とは一部異なります。

1 本人の意思尊重と意思決定支援の義務化

（中間試案：第 3 保護者に関する検討事項 3 保護者の職務及び義務 (1)本人の意思の尊重及び身上の配慮）

当会は、現行法 858 条で規律されている、本人の意思の尊重について、以下の条文に改正することを提案します。

（858 条の改正案）

保護者（※「7」にて文言修正の意見あり）は、本人の生活を支える医療・福祉・介護等の事務及び財産の管理を行うに当たっては、本人の意思を尊重し、かつ、その心身の状態及び生活の状況に配慮しなければならない。

保護者が代理権等の権限を行使するにあたっては、その必要性について明確な根拠とともに本人が理解できるよう説明し、その都度本人の意思を確認しなければならない。意思確認の結果、本人が自ら意思を示すことが困難と判断された場合は、本人の意思を推定し、推定された意思の実現に努めなければならない。意思を推定することも困難な場合は、付与された権限の範囲において、本人にとっての最善の利益を実現するために必要最小限の権限行使がなされる必要がある。

（1）民法 858 条の改正提案

成年後見人等（保護者）が権限を行使するにあたっては、本人の意思を尊重するための明確な規律が必要です。具体的には、本人の意向確認のための適切な情報提供や、

「意思決定支援」のプロセス（「意思決定支援を踏まえた後見事務のガイドライン」に準拠）を踏むことが求められることを規定することが必要と考えます。

（２）権限行使の段階的規律

- ① 本人が理解できるよう説明し、その都度本人の意思を確認する。
- ② 本人が自ら意思を示すことが困難な場合は、本人の意思を推定し、その実現に努める。
- ③ 意思の推定も困難な場合は、付与された権限の範囲で本人にとっての最善の利益を実現する。

（３）「意思決定支援」の重要性

民法における「意思」という用語取扱いに捉われず、「意思決定支援」という要素を民法の規定に位置付けるべきです。

（４）関連法規の整備

本人の意思決定支援は保護者単独ではなく本人を支えるチーム全体のプロセスであるため、民法以外の社会福祉法等においても意思決定支援の義務化を規定する必要があります。

２ 法定後見開始要件における「社会モデル」の採用と本人の同意のあり方 (中間試案:第 1 法定後見の開始の要件及び効果等 1 法定後見の開始の要件及び効果 (1)及び(2))

（１）法定後見開始要件（乙 1 案の支持）

当会は乙 1 案を支持します。これは、障害者権利条約に示される「社会モデル」の障害の捉え方（個人の障害そのものより、社会的制度等の不備や制約が困難を生むという考え方）を取り入れるべきであると考えためです。

障害者権利条約においては、「社会モデル」の要素が示されており、「個人の障害の程度が問題なのではなく、社会的制度等の未整備や制約によってその人の状態が、日常生活を過ごす上で困難な状況となっている」ことを障害と捉えています。

ただし、現在のわが国の状況を鑑みると、乙 1 案の考え方で民法が改正された場合、現行法で保護が期待されていた人々が、例えば、「本人が法定後見の開始について言葉で拒否を示した際に、虐待等で必要性があることがわかっているにもかかわらず、本人の同意が得られない」と判断され、結果として本人の保護のために必要な対応ができないといった意図しない状況に陥る危険性もあります。このことは、本人の同意をどのように取り扱うかにも関わることです。

（２）本人の同意の要件（甲案・乙案両方の必要性）

中間試案では乙 1 案選択時に「甲案（同意が原則必要で、意思表示困難な場合のみ条件付きで開始可能）」と「乙案（明確な異議があれば開始不可）」が示されていますが、当会は両方の考え方が必要であると考えます。

（３） 福祉現場における「同意」の複雑性

本人の同意や不同意は、単純に判断できるものではありません。言葉での表現だけでなく、例えばセルフネグレクトや虐待を受けている場合などに限らず、本人へのさまざまな支援を提供する際には、時間をかけて本人の真意を確認し、意思形成を支援するプロセスが極めて重要です。

福祉の現場においては、本人が言葉で示した表現だけが本人の意思（真意、意向）とは捉えません。言葉では関わりを拒否していても、全ての関与を拒否するわけではないことは、例えば言葉では「けっこうです」といわれても、関わり方を工夫しながら本人と接触することを試み、本人の真意にたどりつくことで、本人が支援者を受け入れることを経験していることから明らかであり、本人が発する言葉だけをもって本人の意思、ととらえることは行っていないのが実情です。また、本人には意思があっても、関係性や環境の状況等によって、それをそのまま表現できない状態が起こり得ます。同意、不同意の考え方については、法定後見制度を利用する際に申立てのときだけに確認ができればよいというものではなく、福祉現場における実践を踏まえたさらなる議論が必要と考えます。

（４） 虐待事案における課題と関連法整備

現状、虐待対応として本人の意思を十分に確認することができない、または困難であることを理由として、保護を優先させるために法定後見が利用される事例があります。本人の生命や財産を護るために、保護が優先される必要があることを否定しませんが、この方法で法定後見制度の利用につながった者が、保護の必要がなくなっても見直しがなされず、強い介入が継続することが問題です。この問題を是正するためには、まず「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律及び障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律（以下、「高齢者・障害者虐待防止法」といいます）」における公的保護を優先し、環境改善後に丁寧な意思決定支援を行い、その上で本人の同意と必要性の判断に基づき法定後見制度の利用となるべきです。そのために、高齢者・障害者虐待防止法における後見制度活用の条文見直し、セルフネグレクトの共通の定義やセルフネグレクトへの対応について、介護保険法における根拠を明確にし、今後の高齢者・障害者虐待防止法への展開の議論へ向けることが必須です。以下に、関係法文に関する改正案を参考までに提示します。

（参考）

【高齢者虐待防止法】

（通報等を受けた場合の措置）

第 9 条

1 （略）

2 市町村又は市町村長は、第 7 条第 1 項若しくは第 2 項の規定による通報又は前項に

規定する届出があった場合には、当該通報又は届出に係る高齢者に対する養護者による高齢者虐待の防止及び当該高齢者の保護が図られるよう、養護者による高齢者虐待により生命又は身体に重大な危険が生じているおそれがあると認められる高齢者を一時的に保護するため迅速に老人福祉法第 20 条の 3 に規定する老人短期入所施設等に入所させる等、適切に、同法第 10 条の 4 第 1 項若しくは第 11 条第 1 項の規定による措置を講じ、又は、適切に、同法第 32 条の規定により審判の請求をするものとする。

※ 老人福祉法第 32 条の規定見直しとあわせ、「適切に審判の請求をするものとする」について、本人の同意が原則であること、同意が困難な場合であっても法定後見制度の審判の請求が必要である場合を明記することが求められる、などの検討が必要です。

（成年後見制度の利用促進）

第 28 条 国及び地方公共団体は、高齢者虐待の防止及び高齢者虐待を受けた高齢者の保護並びに財産上の不当取引による高齢者の被害の防止及び救済を図るため、成年後見制度の周知のための措置、成年後見制度の利用に係る経済的負担の軽減のための措置等を講ずることにより、成年後見制度が広く利用されるようにしなければならない。

※ 第二期基本計画においては、「成年後見制度のみの利用促進」を目的としておらず、「権利擁護支援全体の利用促進」としているので、その目的と合わせ、また、「成年後見制度が広く利用されるようにしなければならない」という表記も含めた見直しの検討が必要です。

【介護保険法】

（地域支援事業）

第 115 条の 45

1 （略）

2 市町村は、介護予防・日常生活支援総合事業のほか、被保険者が要介護状態等となることを予防するとともに、要介護状態等となった場合においても、可能な限り、地域において自立した日常生活を営むことができるよう支援するため、地域支援事業として、次に掲げる事業を行うものとする。

一 被保険者の心身の状況、その居宅における生活の実態その他の必要な実情の把握、保健医療、公衆衛生、社会福祉その他の関連施策に関する総合的な情報の提供、関係機関との連絡調整その他の被保険者の保健医療の向上及び福祉の増進を図るための総合的な支援を行う事業

二 被保険者に対する虐待の防止及びその早期発見のための事業その他の被保険者の権利擁護のため必要な援助を行う事業

※ 上記第 2 項 2 号に、例えば、「被保険者に対する虐待及びセルフネグレクトの防止

及びその早期発見のための事業その他の被保険者の権利擁護のため必要な援助を行う事業」といった文言を導入することの検討、また、セルフネグレクトという言葉が自己選択・自己責任ととられないよう、社会的ネグレクトであることを共通の認識と捉えられるような定義づけも求められます。介護保険法で明記されることで、セルフネグレクトにおける必要な保護が老人福祉法 11 条等を根拠として実現することで、本人にとって必要な保護が適うことが期待されます。

（５）チーム支援の確立

高齢者・障害者虐待防止法等の改正に加え、公的に保護された本人へのチーム支援のあり方、意思決定支援のあり方、法定後見の必要性を判断する仕組みなども同時に整理されるべきです。医療・福祉・介護・司法等のいずれの領域においても、またどのような場面においても社会福祉士が積極的に関与できる仕組みも求められるとともに、当会の人材育成にも関わるものと認識します。

３ 法定後見の期間設定と終了の促進

（中間試案：第２ 法定後見の終了 ２ 法定後見に係る期間）

（１）乙１案への懸念

開始時に期間を個別に定める乙１案は、形式化し、実質的な終了が難しい事案を生み出す恐れがあるため、懸念があります。

（２）乙２案の支持

当会は乙２案を支持します。これは、個別に期間を設定するのではなく、すべての案件で定期的な報告と合わせて、保護者が継続の必要性を家庭裁判所に報告するという考え方です。継続の必要性の判断においては、本人の意向やチームとしての協議が鍵となると考えます。

（３）運用上の工夫

令和 7 年 4 月に改正された定期報告書に類似要素が含まれており、中核機関の法制化議論と合わせて、情報共有や中核機関等への意見聴取、本人状況変化の報告などの運用上の工夫も必要です。

（４）取消し審判の維持

本人の判断能力回復や権限付与の必要性消失時など、定期報告の時期を待たずに取消し審判申立てが可能である現行の制度は、改正後も当然維持されるべきです。

4 審判手続きにおける「統合モデル」への転換と鑑定の見直し

（中間試案：第8 その他 1 成年後見制度に関する家事審判の手続についての検討等（3）法定後見制度に関する事実の調査及び証拠調べ）

（1）「社会モデル」も踏まえた統合モデルへの移行

この部分は、法定後見制度が医学モデルのみではなく、社会モデルと統合したものとした運用に変わるかという重要な論点に関わります。

（2）「ソーシャルリポート」の活用

当会は、独自事業として令和6年度調査研究事業「中核機関の役割とソーシャルワーク機能に関する調査研究事業」において、すでに厚生労働省で周知されている「実務のための手引き」において開発したシートを「ソーシャルリポート」として改正しました。「ソーシャルリポート」では、その人を判断能力という医学的な捉え方だけではなく、社会に存在する人として捉えることの必要性を司法機関である家庭裁判所に伝えることに資するシートとして、民法改正が実現することを想定して見直し、改正したものです。中核機関の法制化と連携し、このようなレポートが制度開始や開始後の見直しに必要な資料として活用されることで、「統合モデル」としての法定後見制度に近づくことを強く願います。

（3）鑑定の原則的扱いの見直し

現状では鑑定が原則とされつつも例外的な扱いとなっており（最高裁の調査でも明らか）、鑑定が民法上に原則として置かれていること自体の見直しを求めます。本人情報シートに基づいた医師の診断書がある場合に、なお鑑定が必要な状況とは何か、整理や検討が必要です。

5 任意後見制度の利便性向上

（中間試案：第7 任意後見制度に関するその他の検討 1 任意後見契約の方式、任意後見契約の一部の解除及び当事者の合意による事務の委託の追加（変更）、任意後見契約の一部の発効、予備的な任意後見受任者）

（1）簡素化と修正の容易さ

任意後見制度には、仕組みの簡素化と契約後の修正の容易さが不可欠です。現状では「契約内容が分かりにくい」「一度契約すると修正が難しい（時間・費用面）」といった声が多く、利用が進まない一因となっています。

（2）任意後見監督人の選任課題

契約後に監督人が選任されない理由は、報酬負担だけでなく、必要性の判断が的確に行われていないことも指摘されます。法定後見との併用が可能となることで一定程度解決することもあると考えますが、受任者が本人の変化を的確にとらえて、監督人選任に進むこ

とができるための仕組みが必要です。監督人の報酬については、成年後見制度利用支援事業において、任意後見監督人の報酬を適用される運用が一部自治体でなされている実態を国が周知推進することも有効です。

（３） 医的侵襲に関する同意権（注５）

本人の意向は変化するものであり、特定の個人（任意後見受任者）に医的侵襲に関する権限を与えることは、任意後見契約の依頼を受けた者にとっても非常に重い判断となり、第三者の場合、任意後見契約を受けることができないという結果になることを危惧します。そのため慎重であるべきと考えます。

医療機関や福祉施設においては、入院や入所にあたって、アドバンス・ケア・プランニング（ＡＣＰ：人生の最終段階で受ける医療やケアなどについて、患者本人と家族などの身近な人、医療従事者などが事前に繰り返し話し合う取り組みのこと）が進んでおりますが、本人の意思決定支援への基本的な理解がないままに、結論だけを求める対応になってしまっていないか、懸念を感じる場面にも遭遇します。

当会としては、医的侵襲に関する同意権については現状で活用が進んでいる「人生の最終段階における医療・ケアの決定プロセスに関するガイドライン」や「身寄りのない人の入院及び医療に係る意思決定が困難な人への支援に関するガイドライン」が求める趣旨を理解し、ガイドラインを遵守した対応を周知徹底することが重要だと考えます。

６ 郵便物管理と死後事務に関する規律の整理

（中間試案：第３ 保護者に関する検討事項 ３ 保護者の職務及び義務（３）成年後見人による郵便物等の管理、４ 本人の死亡後の成年後見人の権限（死後事務）等）

この２点については、第１の１（１）において乙１案を支持すると規律を削除することになります。

（１） 郵便物の転送

現行法でも行政や取引の相手方は代理権に基づき、送付先変更を行っており、これは期間限定ではなく権限が続く限り可能です。このやり方は、本人の私信など、保護者が関与する事が適切ではない郵便物まで管理しないためにも必要な手続きです。一方で、本人の居所と住民票上の住所が異なることで、保護者が事務の為に必要な郵便物を受け取れないという問題についてはいまだに解決されておらず、郵便物の転送は、民法ではなく郵便法で代理権に紐づく形で必要な範囲・期限で対応できるよう定める必要があります。

（２） 死後事務の明確化

死後事務についても、規律がなくなることを求めるものではありません。戸籍法改正のように、「保護者であった者ができる」という規定を「墓地、埋葬等に関する法律」に明文化することを提案します。その上で、家事事件手続法に「家庭裁判所の許可を求めることができる」規定を維持し、保護者が必要に応じて許可を得る現実的な運用を可能とすべきです。

（３） 死後事務の広範な課題

死後事務は、法定後見制度の利用者に限らず、身寄りの有無に関わらず多くの国民にとっての課題です。法定後見制度が死後事務を想定して申し立てられるといった、本来の主旨と異なった運用となることを防ぐためにも、国が全体として対応策を検討すべき問題です。

７ 身体障害による意思疎通困難者への対応と用語の見直し

（中間試案：第 8 その他 2 身体障害により意思疎通が著しく困難である者 前注 1）

（１）「障害」の捉え直し

身体障害により意思疎通が著しく困難な方への対応は、単なる法定後見の利用か任意後見の利用かという議論に留まらず、「障害」という状況・状態を社会がどう受け止めるかが問われています。「判断能力の有無」だけでなく、身体障害によって第三者の代理が必要となる状況があるという共通認識が不十分であると考えます。意思能力があっても、代行者がその意思を十分に汲み取れているか危うい状況が多く存在します。

（２） 民法における「代理」の検討

身体の障害といっても状況や状態像は個別に異なり、進行性の疾患や心身の状況によってその状況や状態像は変化するものであり、場面によっても第三者による代理が必要となる事柄は異なります。意思能力はあっても意思を表現することが困難であったり、意思を実現する際に支援が必要である方々への対応として、民法における「代理」の対象者像や必要な対応について、より詳細に検討が必要であると考えます。

（３） 用語の見直し（前注 1 関連）

「精神上の障害」という表現には違和感があり、福祉現場では精神疾患を想起させるため、「心身の状態により」といった言葉への置き換えを検討すべきです。

また、「事理を弁識する能力」という文言は、日常的でない言葉であり、この制度を利用することに同意する本人にとって、受け入れやすい表現に変えることを検討してはどうかと考えます。例えば、「意思決定支援を踏まえた後見事務のガイドライン」で明示され

ている意思決定能力のアセスメントを行う際に項目としてあげられている「理解力、記憶力、選択力、意思表出能力」とするなどが考えられます。

「能力を欠く常況」について、第1の1(1)で乙1案を支持することは、この表現の削除を目指すものであり、事理弁識能力の程度で人を選別しないという考え方です。これを契機に、社会生活を送る上で障壁となっている状況に対し、法定後見制度の利用を検討する際に、障害の種別（認知症、知的障害、精神障害、発達障害、難病など）を分ける必要性がどこまであるのか、国全体で考えるべきです。

（４）「保護者」という用語への反対と「後見人」の維持

「保護者」という用語は、精神科病院への入院同意者としての認識が強く、また他の領域で類似の用語が使用されており混乱を招くため、当会を構成する都道府県社会福祉士会からも多くの反対意見が表明されました。

また、当会としては、「法定後見人」「任意後見人」として、既に広く認識されている名称を敢えて変える必要はないと考えます。現状でも保佐人、補助人も「後見人」と呼ばれることが多いため、「後見人」という文言の継続使用を提案します。

さらに、今回の中間試案では提示されていませんが、法定後見制度を利用する本人に対して、「被」という言葉を外し「本人」と表記することを意見として提出します。法定後見制度は地域共生社会を実現するために大事な制度の一つです。地域共生社会においては、支援を受ける者と支援を提供する者という役割の固定化の解消を目指しており、この制度を利用する者から「被」を外すことも、その意識変革が求められると考えます。

以上のとおり、当会は、今回の民法改正が本人の意思を尊重し意思決定支援を核とした、より本人中心的な成年後見制度へと進化することを強く望みます。そのためには、民法改正と同時に、社会福祉領域における法整備や運用改善、そして社会全体の意識変革が不可欠です。本意見が、これらの実現に向けた建設的な議論の一助となることを期待いたします。